

第108回 定時株主総会

招集ご通知

日本トランスシティ株式会社

新型コロナウイルス感染症拡大を防止するため、ご来場される株主さまは、株主総会開催日現在の国内の感染状況やご自身の体調をご確認いただき、くれぐれもご無理のないようお願いいたします。

開催日時 2022年6月29日（水曜日）午前10時

開催場所 三重県四日市市霞二丁目1番地の1
四日市港ポートビル2階大会議室

議案 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件

議決権の行使について

当日のご出席に代えて、書面（郵送）またはインターネット等により議決権を行使することができます。

議決権行使期限：2022年6月28日（火曜日）午後5時15分まで

目次

第108回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
(添付書類)	
事業報告	8
連結計算書類	30
計算書類	32
監査報告	34

(証券コード9310)
2022年6月8日

株 主 各 位

三重県四日市市霞二丁目1番地の1
日本トランスシティ株式会社
取締役社長 安 藤 仁

第108回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第108回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、当日のご出席に代えて、書面またはインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記「株主総会参考書類」をご検討くださいます。3頁および4頁のご案内をご参照のうえ、2022年6月28日（火曜日）午後5時15分までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

- | | | |
|--------------|---|---|
| 1. 日 | 時 | 2022年6月29日（水曜日）午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 三重県四日市市霞二丁目1番地の1 四日市港ポートビル2階大会議室 |
| 3. 株主総会の目的事項 | | |
| 報告事項 | | 1.第108期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2.第108期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類の内容報告の件 |
| 決議事項 | | |
| 第1号議案 | | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | | 定款一部変更の件 |

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎次に掲げる事項は、法令および定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.trancy.co.jp>) に掲載しておりますので、招集通知添付書類には記載しておりません。

- ・連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」
- ・計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」

なお、監査役および会計監査人が監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類および計算書類には、招集通知添付書類に記載の各書類のほか、上記のインターネット上の当社ウェブサイトに掲載している事項も含まれております。

◎事業報告、計算書類および連結計算書類ならびに株主総会参考書類の記載事項を修正する必要が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.trancy.co.jp>) に修正後の事項を掲載いたしますので、ご了承ください。

新型コロナウイルス感染症への対応について

新型コロナウイルス感染症拡大を防止するため、ご来場される株主さまは、株主総会開催日現在の国内の感染状況やご自身の体調をご確認いただき、くれぐれもご無理のないようお願いいたします。

- ・ご高齢の方や基礎疾患のある方、妊娠されている方におかれましては、ご来場を見合わせることもご検討くださいますようお願いいたします。
- ・株主総会の議決権行使は書面またはインターネット等による方法もございますので、ご検討くださいますようお願いいたします。
- ・感染拡大防止のため、会場内は座席の間隔を広げ、座席数を制限して運営を行いますので、満席となりました場合は、入場を制限させていただくことがございます。
- ・ご来場の株主さまには、マスクの着用とアルコール消毒液のご使用にご協力いただきますとともに、非接触型の体温計により、株主さまの体温測定を実施させていただきます。発熱が確認された方や体調不良と見受けられる方には入場をお断りする場合がございます。
- ・運営スタッフは、マスクを着用してご対応をさせていただきます。

今後の状況変化によっては、上記の内容を更新することがございます。また、株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、当社ホームページにてお知らせいたします。

当社ホームページURL：<https://www.trancy.co.jp>



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2022年6月29日（水曜日）
午前10時




書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2022年6月28日（火曜日）
午後5時15分到着分まで



インターネット等で議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2022年6月28日（火曜日）
午後5時15分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書

御中

株主総会日 _____ 議決権の数 _____ XX 株

XXXX年XX月XX日

議決権行使書用紙

投票日現在のご所有株式数 _____ XX 株

議決権の数 _____ XX 株

1. _____

2. _____

ログイン用QRコード

ログインID XXXX-XXXX-XXXX-XXX

秘のパスワード XXXXX

見本

〇〇〇〇〇〇

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1・2号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

※議決権行使書用紙はイメージです。

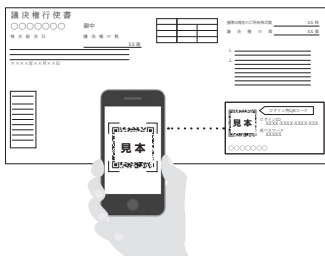
書面（郵送）およびインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

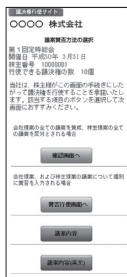
議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使ウェブサイトログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



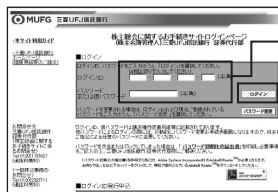
QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

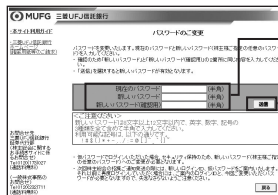
議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力
「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録してください。



「新しいパスワード」を入力
「送信」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネット等による議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆さまは、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、安定的な配当を基本とし、今後の経営環境の変化を踏まえ、財務体質の強化にも配慮しつつ、長期的・総合的な視野に基づく配当を実施したいと考えております。

当期の期末配当金につきましては、これらの考え方にに基づき、また、株主の皆さまのこれまでのご支援にお応えするため、次のとおりとさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金5円50銭

総額353,673,040円

なお、中間配当金（1株につき5円）と合わせまして、当期の年間配当金は当社普通株式1株につき10円50銭となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月30日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第17条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第17条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第17条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条～第16条 （省 略）</p> <p><u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u></p> <p>第17条 本公司は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところにしたがい、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p>	<p>第1条～第16条 （現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">（削 除）</p> <p><u>（電子提供措置等）</u></p> <p>第17条 本公司は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 本公司は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第18条～第42条 (省 略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第18条～第42条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p><u>1 定款第17条の削除及び新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、施行日から6ヵ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第17条はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3 本附則は、施行日から6ヵ月を経過した日又は前項の株主総会の日から3ヵ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

以 上

(添付書類)

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、経済活動の段階的引き上げにより景気は持ち直しの動きをみせたものの、同時に原油をはじめとする資源価格は上昇し、加えて地政学的リスクからさらに資源価格が上昇するなど、依然として先行き不透明な状況が続きました。

こうした経済環境下におきまして、物流業界では、消費関連貨物および生産関連貨物を中心に国内・輸出入の荷動きは増加し、全般的に回復基調を維持しました。

このような事業環境のなか、当社グループにおきましては、「中期経営計画」で掲げた経営戦略に基づき、様々な施策を実施いたしました。具体的には、中核事業の伸張・拡充といたしまして、主力である化学品物流、自動車部品物流および消費財物流において戦略的な営業展開を図ることで取扱い拡大に取り組んでまいりました。特に自動車部品物流においては取引先との合弁会社の設立ならびに新たな物流拠点の整備など取扱い拡大に向けて取り組みました。また、消費財物流においては国内外の取扱いを拡大するため、グループ全体で横断的に営業を統括する組織として昨年6月に第三営業推進室を新設し、積極的な営業を展開してまいりました。営業基盤の強化・拡大といたしまして、コロナ禍の影響によりコンテナ不足および海外の港での船混みなどグローバル物流が混乱する中、海外における内陸輸送・越境輸送などの新たな輸送ルートを開拓することで得意先のグローバルサプライチェーンの維持・向上に努めました。また、グローバル事業拡大に向け、昨年6月に既存の組織を国際本部および国際事業統括室へと改編し、更なる機能強化を図ってまいりました。次世代につなげる価値の創出といたしまして、省人・省力化の取組みの一環として、作業の現場における省人・省力化にかかる物流機器を導入するとともに、事務の現場においてもAI技術を活用した仕組みを導入・拡充することで、生産性および品質の向上を図ってまいりました。また、次世代の中核事業への挑戦として、特殊化学品の取扱い拡大に向け、施設の整備を実施するとともに積極的な営業展開を図ってまいりました。事業の基盤である“人財”の確保・育成といたしまして、社員一人ひとりがやりがいを持ち、能力を最大限に発揮できる環境を整えるため、人事評価制度などの人事制度の見直しを実施するとともに従業員満足度調査を実施しました。企業文化の確立・醸成といたしまして、事業活動を通じて持続可能な社会の実現に貢献するため、昨年12月にサステナビリティ委員会およびサステナビリティ推進委員会、下部組織として環境分科会、社会分科会、ガバナンス分科会を発足するとともに、より実効性ある活動とするため、社員に対してサステナビリティ教育を実施しました。また、コミュニケーションの変革および働き方改革を推進するため、通信環境を含め職場の環境改善に順次取り組んでまいりました。

当期の事業の概況は、総合物流業におきましては、倉庫業では、期中平均保管残高は減少した

ものの、貨物回転率は上昇し、入出庫にかかる取扱量は前期に比べ増加しました。港湾運送業では、四日市港における完成自動車の取扱量は、半導体および部品の供給不足などにより減少しました。一方、海上コンテナ、原料関係、石炭・オイルコークスの取扱量は前期に比べ増加しました。陸上運送業では、鉄道輸送の取扱量は減少したものの、主力のトラック輸送およびバルクコンテナ輸送の取扱量は、国内貨物の荷動きの回復により好調に推移し、前期に比べ増加しました。国際複合輸送業では、世界的経済活動の回復を背景に、海上輸送の取扱量は前期に比べ増加、航空輸送の取扱量は前期に比べ大幅に増加し、海外現地法人における取扱量も大幅に増加しました。このような状況により、総合物流事業全体の売上高は、前期比15.3%増の1,155億2千5百万円となりました。

その他の事業におきましては、依然として厳しい環境下ではありましたが、業務の効率化や収支改善に努めました。

以上の結果、当期の連結売上高は、倉庫業の取扱いが順調に推移したこと、港湾運送業および陸上運送業の取扱いが好調に推移したこと、そして国際複合輸送業の取扱いが極めて好調に推移したことなどから、前期比15.4%増の1,167億5千万円となりました。連結経常利益は、売上高を大幅に伸ばすなか、継続的な業務効率化や原価低減、持分法による投資利益ならびに為替差益の寄与もあり、前期比58.2%増の83億6千8百万円となり、親会社株主に帰属する当期純利益は、前期比20.7%増の55億9千7百万円となりました。

事業の種類別セグメントの概況は次のとおりであります。

①総合物流事業

総合物流事業全般の売上高は、前期比15.3%増の1,155億2千5百万円の計上となりました。

<倉庫業>

当部門におきましては、期中平均保管残高は前期比2.7%減の51万9千トンとなりました。期中貨物入出庫トン数につきましては、前期比1.5%増の875万9千トンとなり、保管貨物回転率は69.4%（前期67.5%）となりました。

以上の結果、当部門の売上高は、前期比5百万円減の422億2千8百万円の計上となりました。

<港湾運送業>

当部門におきましては、四日市港において、完成自動車の取扱量は、輸出は増加したものの国内は減少し、全体としては減少しました。バイオマス燃料の取扱量は減少したものの当初の計画通り堅調に推移しました。また、海上コンテナの取扱量は、前期比2.1%増の20万3千本（20フィート換算）となり、石炭の取扱量も増加しました。

以上の結果、当部門の売上高は、前期比7.3%増の227億9千3百万円の計上となりました。

<陸上運送業>

当部門におきましては、主力のトラック輸送の取扱量は、前期比1.9%増の682万5千トン、鉄道輸送の取扱量は前期比3.1%減の15万5千トン、バルクコンテナ輸送の取扱量は前期比1.6%増の22万1千トンとなりました。

以上の結果、当部門の売上高は、前期比4.4%増の189億6千2百万円の計上となりました。

<国際複合輸送業・その他>

当部門におきましては、海上輸送における輸出入の取扱量は前期比3.8%増の176万1千トンとなり、航空輸送における輸出入の取扱量は前期比82.2%増の3,538トンとなりました。

以上の結果、当部門の売上高は、前期比70.1%増の315億4千万円の計上となりました。

②その他の事業

その他の事業では、自動車整備業における車検取扱台数は前期比2.1%の減少、ゴルフ場の入場者数は前期比37.0%の増加、不動産事業の完成工事件数は前期比0.3%の減少となりました。

以上の結果、当部門の売上高は、前期比23.2%増の12億2千5百万円の計上となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は26億3千6百万円で、主なものといたしましては、倉庫建設等（13億7千7百万円）、車両運搬具（7億1千4百万円）、工具器具備品（2億6千8百万円）、機械および装置（1億6千5百万円）であります。

(3) 資金調達の状況

上記の設備投資に要した資金は自己資金および金融機関からの借入金を充当いたしました。

(4) 財産および損益の状況の推移

①企業集団の財産および損益の状況

項目 \ 年度別(期別)	2018年度 (第105期)	2019年度 (第106期)	2020年度 (第107期)	2021年度 (第108期)
売上高(百万円)	100,094	101,620	101,173	116,750
経常利益(百万円)	4,416	4,491	5,290	8,368
親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	2,657	3,034	4,636	5,597
1株当たり当期純利益(円)	41.45	47.32	72.29	87.14
総資産(百万円)	121,681	121,175	125,526	129,886
純資産(百万円)	59,624	60,998	66,981	72,778

②当社の財産および損益の状況

項目 \ 年度別(期別)	2018年度 (第105期)	2019年度 (第106期)	2020年度 (第107期)	2021年度 (第108期)
売上高(百万円)	87,452	88,855	89,195	98,051
経常利益(百万円)	3,370	3,175	3,863	6,027
当期純利益(百万円)	2,063	2,193	2,641	4,064
1株当たり当期純利益(円)	32.19	34.21	41.19	63.27
総資産(百万円)	97,702	97,243	100,586	102,990
純資産(百万円)	42,302	43,131	46,200	49,926

(5) 対処すべき課題

今後のわが国経済は、新型コロナウイルスによるパンデミックの更なる長期化懸念や、地政学的リスクが高まっていることから、先行き不透明な状況が続くと予想されます。

物流業界におきましては、国内では消費関連貨物および生産関連貨物で堅調な荷動きが予想され、輸出入貨物についても堅調に推移することが予想されるものの、生産活動における在庫調整など不透明感があり、また人件費、燃料費および資材費の高騰など、物流を取り巻く環境につきましては、引き続き変化への対応を求められる状況が続くと思われまます。

このような状況のなか、当社グループでは、「中期経営計画」に掲げる、スローガン『Create the Next Value』、基本方針である「グローバルなフィールドで、次世代につなげる価値を創造する」に基づき、5つの重点施策に取り組んでまいります。

<中核事業の伸張・拡充>

主力である化学品物流、自動車部品物流および消費財物流の新たな事業領域を拡大するため、組織的な営業展開を図るとともに、自動車部品物流においては新たな物流センターの取得に向け取組みを進めてまいります。また、四日市港の利便性向上に向け、四日市港のコンテナ定期航路誘致活動を継続するとともに、行政と連携して、四日市港における新たなコンテナ用耐震岸壁の拡張ならびに四日市港の総合港湾としての最適化、機能強化に向け具体的な検討を進めてまいります。

<営業基盤の強化・拡大>

グローバル物流において新たに開拓した海外の内陸輸送や越境輸送などの輸送ルートを確認するものとするための環境整備を実施していくとともに、更なる海外事業の拡充を図るため拠点の整備などの検討を進めてまいります。また、次世代のグローバルサプライチェーンを見据えた仕組みの構築を検討してまいります。

<次世代につなげる価値の創出>

省人・省力化の専門組織を中心に、これまで研究・検証してきた最新技術を順次試験的に導入していくとともに、すでに導入した最新技術を水平展開し、次世代につなげる新たな高付加価値な物流サービスの仕組み作りに取り組んでまいります。さらに最新テクノロジーの研究を進め、抜本的な業務改革としてBPR（Business Process Re-engineering）を検討してまいります。また、次世代の柱となる新たな事業への挑戦として、特殊化学品の取扱い拡大に向け低温危険品倉庫の建設を進めてまいります。

<事業の基盤である“人財”の確保・育成>

社員一人ひとりがやりがいを持ち、能力を最大限に発揮できる環境を整える施策のひとつとして、多様性を尊重し、より透明性が高く公正な人事制度の導入を実施いたします。また、社員の健康および安全の維持、向上を図る施策を実施してまいります。

<企業文化の確立・醸成>

物流業は社会インフラであるとの認識のもと、持続可能な社会の実現に向け、サステナビリティ方針の策定およびマテリアリティの特定を行い、事業活動を通じてグローバルな領域で地域社

会に貢献してまいります。

今後も当社グループ一丸となってお客さまのご期待に応えられるサービスを提供することにより、社業の発展と経営の強化に邁進する所存であります。

株主の皆さまにおかれましては、引き続き格別のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金(百万円)	当社の持株比率(%)	主要な事業内容
四日市海運株式会社	20	88.5	港湾運送業
朝日海運株式会社	24	100.0	港湾運送業
極東冷蔵株式会社	130	89.3	冷凍ならびに冷蔵貨物保管業
株式会社トランスシティサービス	10	100.0	倉庫荷役業、物流加工業
関西トランスシティサービス株式会社	10	100.0	倉庫荷役業、物流加工業
四日市物流サービス株式会社	10	100.0	倉庫荷役業、物流加工業
トランスシティロジスティクス中部株式会社	450	100.0	倉庫荷役業、物流加工業
株式会社東西荷扱所	35	100.0	通関業ならびに輸出入貨物取扱業
Trancy Logistics America Corporation	87	100.0	国際複合輸送業
セントラル自動車整備株式会社	30	100.0	自動車整備業
三鈴カントリー株式会社	50	100.0	ゴルフ場
ヨソ一開発株式会社	75	100.0	不動産業、建設業、損害保険代理店業

(7) 主要な事業内容

① 総合物流事業

- 倉庫業（倉庫保管、倉庫荷役、倉庫配送、物流加工・附帯作業等）
- 港湾運送業（沿岸荷役、船内荷役、上屋保管、船積一貫作業、通関、附帯作業等）
- 陸上運送業（貨物自動車運送、貨物利用運送等）
- 国際複合輸送業・その他（国際複合輸送、場内作業等）

② その他の事業

- 不動産業、建設業、自動車整備業、スポーツ施設の経営等

(8) 主要な事業所

	名 称	所 在 地
当 社	本店、中部支社、運輸事業部、SCM事業部、国際事業統括室	三重県四日市市
	中部支社名古屋支店	名古屋市中村区
	関西支社大阪支店	大阪市中央区
	関東支社東京支店、国際営業部	東京都港区
	運輸事業部鹿島支店	茨城県神栖市
子 会 社	四日市海運株式会社	三重県四日市市
	朝日海運株式会社	大阪府泉大津市
	極東冷蔵株式会社	三重県四日市市
	トランスシティロジスティクス中部株式会社	三重県四日市市
	セントラル自動車整備株式会社	三重県四日市市
	三鈴カントリー株式会社	三重県鈴鹿市
	ヨンソー開発株式会社	三重県四日市市

(9) 従業員の状況

①企業集団の従業員の状況

事業の種類別セグメントの名称		従業員数 (名)	前期末比増減 (名)
総合物流事業	倉庫業	807	△3
	港湾運送業	505	△23
	陸上運送業	287	9
	国際複合輸送業・その他	654	8
	計	2,253	△9
その他の事業		81	△2
合計		2,334	△11

②当社の従業員の状況

従業員数 (名)	前期末比増減 (名)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)
717	△10	40.1	16.8

(注) 従業員数は出向者 (87名) を含んでおります。

(10) 主要な借入先および借入額

借入先	借入金残高 (百万円)
株式会社三菱UFJ銀行	7,101
株式会社三十三銀行	6,807
株式会社百五銀行	6,570
株式会社みずほ銀行	4,962
株式会社日本政策投資銀行	2,170

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数……………240,000,000株
 (2) 発行済株式の総数…………… 67,142,417株
 (3) 株主数…………… 5,142名
 (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持株数（千株）	持株比率（%）
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	5,054	7.9
明治安田生命保険相互会社	4,000	6.2
日本トランスシティグループ社員持株会	3,990	6.2
蒼 栄 会	3,768	5.9
東京海上日動火災保険株式会社	2,852	4.4
株式会社三菱UFJ銀行	2,843	4.4
株式会社百五銀行	2,683	4.2
株式会社三十三銀行	2,683	4.2
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	2,504	3.9
三菱UFJ信託銀行株式会社	1,501	2.3

（注） 持株比率は、自己株式（2,838,228株）を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

役員区分	株式数（株）	交付対象者数（名）
取締役（社外取締役除く）	72,578	4
社外取締役	—	—
監査役	—	—

（注） 1. 上記は、自己株式の処分により譲渡制限付株式として交付しました。

2. 上記のほか、自己株式の処分により、譲渡制限付株式として執行役員（国内非居住者）9名に対して、97,731株を交付しました。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
取締役会長（代表取締役）	小 川 謙	
取締役社長（代表取締役）	安 藤 仁	営業本部長兼管理本部長兼国際本部長
取 締 役	伊 藤 豊 久	管理本部副本部長
取 締 役	小 林 長 久	株式会社百五銀行 社外取締役
取 締 役	豊 田 長 康	学校法人鈴鹿医療科学大学学長
取 締 役	武 内 彦 司	社会福祉法人川島福祉会西浦保育園理事
取 締 役	出 口 綾 子	
監 査 役（常勤）	伊 藤 久 弥	株式会社トーア紡コーポレーション 社外取締役 （監査等委員）
監 査 役	永 田 昭 夫	公認会計士 パレモ・ホールディングス株式会社 社外取締役 竹田印刷株式会社 社外取締役（監査等委員）
監 査 役	油 家 正	
監 査 役	松 村 格	弁護士

- (注) 1. 取締役豊田長康、取締役武内彦司、取締役出口綾子の3氏は社外取締役であります。
2. 監査役永田昭夫、監査役油家正、監査役松村格の3氏は社外監査役であります。
3. 監査役伊藤久弥氏は、当社の経理部門において長年にわたり財務・経理業務に従事しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役永田昭夫氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 取締役豊田長康、取締役武内彦司、取締役出口綾子、監査役永田昭夫、監査役油家正、監査役松村格の6氏は、株式会社東京証券取引所および株式会社名古屋証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
6. 2021年6月29日開催の第107回定時株主総会において、出口綾子氏が新たに取締役に選任され、就任いたしました。
7. 監査役（常勤）舟橋央光氏は、2022年3月24日、逝去のため、同日をもって退任いたしました。

8. 2022年3月31日現在の執行役員は次のとおりです。なお、*印は取締役を兼務しています。

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
社長執行役員 *	安 藤 仁	営業本部長兼管理本部長兼国際本部長
専務執行役員	後 藤 孝 富	営業本部副本部長兼中部支社長、営業開発室・第二営業推進室担当 中部コールセンター株式会社 取締役社長
専務執行役員 *	伊 藤 豊 久	管理本部副本部長
常務執行役員	小 菅 能 正	情報システム部担当 トランスシティコンピュータサービス株式会社 取締役社長 ヨンソー開発株式会社 取締役社長
常務執行役員	岡 本 浩 明	国際本部副本部長兼国際事業統括室担当 兼 A S E A N ・ 欧州 ・ 中国事業統括
常務執行役員	青 井 光 大	運輸事業部長
常務執行役員	奥 山 謙 介	労務担当 四日市海運株式会社 取締役社長 四日市物流サービス株式会社 取締役社長 ワイケイ物流サービス株式会社 取締役社長
執行役員	谷 口 誠	北米事業統括（米国駐在）
執行役員	棚 橋 昭 徳	経営企画部長
執行役員	井 上 猛	関東支社長、第一営業推進室担当
執行役員	太 田 聖	S C M 事業部長、第三営業推進室担当
執行役員	田 中 克 典	関西支社長
執行役員	長 谷 川 傑	運輸事業部鹿島支店長

(2) 責任限定契約の内容の概要

取締役豊田長康、取締役武内彦司、取締役出口綾子、監査役永田昭夫、監査役油家正、監査役松村格の6氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。

①被保険者の範囲

当社の取締役、監査役、執行役員および管理職従業員

②保険契約の内容の概要

被保険者が①の会社の役員等としての業務につき行った行為（不作為を含む）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等を補償するものであります。ただし、贈賄行為などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員等自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。なお、当該保険契約の保険料は全額当社が負担しております。

(4) 取締役および監査役の報酬等

①取締役の報酬等の内容の決定に関する方針等

取締役の報酬は、企業業績、中長期的な企業価値向上への貢献意欲向上を動機づけるとともに、株主との価値共有を図ることができる透明性・公正性・合理性の高い報酬体系とすることとし、具体的には次の事項を基本としております。

- ・社内取締役(国内非居住者を除く)の報酬は、金銭報酬と非金銭報酬である株式報酬で構成する。
- ・社内取締役（国内非居住者）および社外取締役の報酬は、金銭報酬のみで構成する。

上記に基づき当社は取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を定めております。当該決定方針は、報酬委員会へ諮問・答申のうえ、取締役会で決議しております。また、取締役の個人別の報酬額は、報酬委員会による審議と答申を得て、取締役全員に諮ったうえで取締役会の決議により決定しております。

取締役会は、当事業年度にかかる取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

<取締役の個人別の報酬等の決定に関する方針>

I 取締役の個人別の金銭報酬は株主総会の決議により定められた報酬総額の限度内（月額1千2百万円以内）において、次の事項を総合的に勘案して妥当な額を決定する。

- ・中長期的な業績動向および業績達成状況
- ・経営環境および経済状況
- ・他の役職員の報酬
- ・役位、役割
- ・在任年数

- ・同業種または当社の事業規模に類似する企業の報酬水準
- ・過去の報酬実績

Ⅱ 金銭報酬は、原則、固定報酬として月例で支給する。

Ⅲ 株式報酬の内容等については次のとおりとする。

- ・株式報酬は、譲渡制限付株式報酬とする。
- ・会社は譲渡制限付株式を付与するための金銭債権を支給するものとし、対象となる取締役（以下、対象取締役という）は当該金銭債権の全部を現物出資財産として払い込む。これにより、会社は当該金銭債権に相当する会社普通株式を対象取締役に割り当てる。
- ・取締役の個人別の譲渡制限付株式を付与するための金銭債権は、株主総会の決議により定められた報酬総額の限度内（年額6千万円以内）で、Iに掲げる事項を総合的に勘案して妥当な額を決定する。
- ・譲渡制限付株式を付与するための金銭債権は、原則として将来の2事業年度にわたる職務執行の対価に相当する額を初年度に一括して支給する。従って、株主総会の決議により定められた報酬総額の限度額に基づき、実質的には1事業年度では3千万円以内、月額換算すると2.5百万円以内の支給とする。
- ・譲渡制限付株式として付与する株式の数は譲渡制限付株式を付与するための金銭債権として決定した額に相当する株数で、総数としては年25万株以内とする。（実質的には1事業年度では12.5万株以内）
- ・譲渡制限付株式の付与にあたっては、会社は対象取締役と譲渡制限付株式割当契約（以下、割当契約という）を締結するものとする。
- ・会社は取締役会において3年から5年間までの間で譲渡制限期間を定め、割当株式に譲渡制限を付すものとし、当該期間中に割当契約に定める地位にあったことを条件として当該期間満了後に譲渡制限を解除する。なお、割り当てを受けた取締役が譲渡制限期間中に任期満了または定年その他正当な事由により退任した場合、割当契約に基づき割当株式の譲渡制限を解除するものとし、任期満了または定年その他正当な事由以外により退任した場合、割当株式は会社が無償取得する。

<金銭報酬の額および非金銭報酬等の額の取締役の個人別の額に対する割合の決定に関する方針>

社内取締役（国内非居住者を除く）に対する金銭報酬の額および株式報酬の額の個人別の額に対する割合は、年間の報酬総額に対し、金銭報酬85%、株式報酬15%を目安に設定する。

なお、社内取締役は、原則として金銭報酬の約5%以上を本人の決定により役員持株会を通じて当社株式購入費用に充当することとする。

② 取締役および監査役の報酬等の総額等

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	153 (13)	132 (13)	20 (-)	7 (3)
監査役 (うち社外監査役)	52 (33)	52 (33)	- (-)	5 (4)
合計	205	184	20	12

- (注) 1. 上記には、2022年3月24日に退任した監査役1名の在任中の報酬額が含まれております。
2. 非金銭報酬等の内容は譲渡制限付株式報酬として割り当てる当社の株式であり、割り当ての際の条件等は「①取締役の報酬等の内容の決定に関する方針等」に記載のとおりです。なお、譲渡制限付株式は原則として将来の2事業年度にわたる職務執行の対価に相当する額を初年度に一括して支給するため、当事業年度における非金銭報酬等の額は当事業年度に係る譲渡制限付株式報酬の費用計上額となります。
3. 2017年6月29日開催の第103回定時株主総会において、「①取締役の報酬等の内容の決定に関する方針等」に記載のとおり取締役の金銭報酬の額を決議しております。なお、当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は6名（うち、社外取締役は2名）です。また、当該金銭報酬とは別枠で、2017年6月29日開催の第103回定時株主総会において、「①取締役の報酬等の内容の決定に関する方針等」に記載のとおり株式報酬の額および株式数の上限を決議しております。なお、当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は4名です。
4. 監査役の金銭報酬の額は、2009年6月26日開催の第95回定時株主総会において月額6百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は5名です。

(5) 社外役員に関する事項

①重要な兼職の状況および当社との関係

- ・取締役豊田長康氏は、学校法人鈴鹿医療科学大学学長であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。
- ・取締役武内彦司氏は、社会福祉法人川島福祉会西浦保育園理事であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。
- ・監査役永田昭夫氏は、パレモ・ホールディングス株式会社の社外取締役および竹田印刷株式会社の社外取締役（監査等委員）であります。当社と各兼職先の間にはいずれも特別な関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況、発言状況および 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	豊田長康	<p>当期に開催した取締役会16回中16回に出席いたしました。</p> <p>当社は、豊田長康氏に対して医師や大学学長としての専門の見地から特に傷病の予防および公衆衛生について、取締役の職務執行に対する監督、助言等をいただくことを期待しており、同氏は取締役会においてコロナ禍での従業員の働き方や次世代を見据えた取組みについて、当社の経営に照らして監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、同氏は指名委員会の委員長として、当事業年度に開催された委員会1回に出席し、客観的・中立的立場で当社の役員選定に向けた監督機能を主導するとともに、報酬委員会の委員として当事業年度に開催された委員会1回に出席し、客観的・中立的立場で当社の役員報酬等の決定に関与しております。</p>
取締役	武内彦司	<p>当期に開催した取締役会16回中16回に出席いたしました。</p> <p>当社は、武内彦司氏に対して行政分野での要職を歴任した経験から特に組織管理および人材活用について、取締役の職務執行に対する監督、助言等をいただくことを期待しており、同氏は取締役会においてコロナ禍や資源価格の高騰などの大きく変化する経済環境を見据えて、当社の経営課題について監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、同氏は報酬委員会の委員長として、当事業年度に開催された委員会1回に出席し、客観的・中立的立場で役員報酬等の決定における監督機能を主導するとともに、指名委員会の委員として当事業年度に開催された委員会1回に出席し、客観的・中立的立場で役員選定に向けた監督に関与しております。</p>

区 分	氏 名	出席状況、発言状況および 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取 締 役	出 口 綾 子	2021年6月29日の就任以降に開催した取締役会13回中13回に出席いたしました。当社は、出口綾子氏に対して米国での大学講師を務めた経験から特にグローバルに活躍できる人材の教育や国際的な事業展開の推進について、取締役の職務執行に対する監督、助言等をいただくことを期待しており、同氏は取締役会において半導体不足やサプライチェーンの混乱が続く世界情勢を踏まえて、当社の経営課題について監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、同氏は報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会1回に出席し、客観的・中立的立場で役員報酬等の決定における監督に 関与しております。

区 分	氏 名	出席状況、発言状況
監 査 役	舟 橋 央 光	2022年3月24日の退任までの当期に開催した取締役会15回中15回、監査役会12回中12回に出席いたしました。会社経営ならびに長年にわたり財務・経理業務に関与した経験から取締役会では、積極的に意見を述べており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行いました。また、監査役会において、適宜必要な発言を行いました。さらに、稟議事項の監査を含め、取締役および使用人の業務執行を常時監査いたしました。
監 査 役	永 田 昭 夫	当期に開催した取締役会16回中16回、監査役会13回中13回に出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から取締役会では、積極的に意見を述べており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。

区分	氏名	出席状況、発言状況
監査役	油 家 正	当期に開催した取締役会16回中16回、監査役会13回中13回に出席いたしました。会社経営ならびに主に行政分野での要職を歴任した経験から取締役会では、積極的に意見を述べており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。
監査役	松 村 格	当期に開催した取締役会16回中16回、監査役会13回中13回に出席いたしました。弁護士および大学教授としての専門的見地から取締役会では、積極的に意見を述べており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。

(注) 上記のほか、会社法第370条および当社定款第27条の規定に基づく取締役会の決議の省略（書面決議）を1回行いました。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

	支払額
①当社が支払うべき公認会計士法第2条第1項の業務についての報酬等の額	48百万円
②当社および当社子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	48百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ実質的にも区分できないため、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況および報酬見積りの算出根拠等について必要な検証を行った結果、これらが適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項の同意をいたしました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。また、会計監査人が継続してその職務を全うするうえで、重要な疑義を抱く事象が発生した場合には、監査役会が会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会が当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

(1) 業務の適正を確保するための体制

- ① **取締役、執行役員および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制**
 - ・「企業理念」、「行動指針」および「行動規範」を定めた「日本トランスシティグループ企業倫理要綱」を役員および使用人に周知することで、法令遵守および社会倫理の遵守を企業活動の基盤とする。
 - ・コンプライアンスに関する体制を整備し、コンプライアンスを確実に実施することを支援・指導する組織として、リスク管理委員会の下部委員会として「コンプライアンス委員会」を設置し、体制・施策等の充実を図るとともに、コンプライアンスに関する啓蒙・教育活動を行う。
 - ・法令・企業倫理に関する相談・通報に対し、「コンプライアンス相談窓口」を設置し、必要に応じてその調査と対応策を実施する。
 - ・内部監査組織「内部統制室」により、使用人の職務執行が法令および定款に適合しているか、定期的に監査し、業務の評価・是正を行う。
- ② **取締役および執行役員の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制**

取締役および執行役員の職務の執行にかかる情報については、取締役会規程、稟議規程および文書保存規程に従い、適切に保存および管理する。
- ③ **当社および子会社における損失の危険の管理に関する規程その他の体制**

事業活動に影響を及ぼすリスクを除去し、可能な限り被害を極小化するため、リスク管理委員会を設置し、委員会の下にはリスクに応じた各種委員会を設置する。リスク管理委員会はリスク管理委員会規程の定めにより、リスク管理推進の基本方針・施策の決定、緊急時における組織体制の構築、グループ社員への教育の実施、当社グループ内へ提供するリスク管理情報の決定等を行う。
- ④ **取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**
 - ・執行役員を選任することにより、取締役会の運営の効率化、運営の強化ならびに監督機能の強化を図る。
 - ・取締役会の意思決定の効率化を図るため、経営・関係会社における重要事項を協議する常務役員会ならびに中期経営計画を推進するうえで重要な課題について協議する経営計画委員会を開催する。
 - ・取締役の職務の執行に際し、組織規程および職務権限規程に判断基準を定め、経営の効率性を図る。
- ⑤ **当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**
 - ・子会社の管理業務は関連事業部が行うものとし、子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の会社への報告は関連事業部および担当取締役が定期的に受ける。
 - ・内部統制室による定期的な監査を実施し、子会社の業務の評価・是正を行う。

- ・子会社における経営上の重要事項については、当社常務役員会で協議し承認する。また、グループ全体での会議を定期的開催して、子会社の業務効率化、法令遵守、諸法令改正への対応、リスク管理等についての意見交換や情報交換を行う。
 - ・当社の取締役、監査役、執行役員および使用人を子会社の取締役や監査役として派遣し、子会社の管理体制を強化する。また、グループ共通の会計システムの導入、子会社に対する間接業務の提供、資金調達の効率化のためのシステムの導入などにより、職務の執行が効率的に行われる体制を構築する。
 - ・「日本トランスシティグループ企業倫理要綱」を子会社の役員および使用人に周知することで、法令遵守および社会倫理の遵守をグループ経営の基盤とする。
- ⑥ **監査役がその職務の補助をすべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**
- 当社は、監査役の監査機能の充実を図るため、監査役の職務を補助すべき使用人として、監査役会事務局員を配置する。
- ⑦ **前号の使用人の取締役からの独立性および監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**
- 上記の使用人は、監査役の職務を補助すべき使用人としての職務の範囲内においては、監査役の指揮命令に従い、その職務を補助する。また、当該使用人の人事異動等については、監査役および監査役会の同意を要する。
- ⑧ **当社の取締役、執行役員および使用人ならびに子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制**
- ・監査役は、取締役会の他、当社重要会議に出席し、取締役、執行役員、部支店長、子会社取締役の業務執行状況の報告を聴取する。
 - ・監査役は、会計監査、業務監査を定期的実施し、取締役、執行役員および使用人からの報告を受けるとともに、随時、取締役、執行役員および使用人より、その業務執行状況の報告を求める。
 - ・子会社の役員および使用人から監査役への報告は、直接行う方法のほか、内部統制室または関連事業部を通じて行う。
 - ・監査役は、内部統制室と定期的な情報交換会を実施するとともに、内部監査の結果については、その報告を受ける。
 - ・監査役は、関連事業部と定期的な情報交換会を実施するとともに、子会社の状況について、報告を受ける。
 - ・監査役は、子会社の監査役との間で、意見交換および情報交換を行う。

⑨ **前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

当社は、法令・企業倫理に関する相談・通報・報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを「日本トランスシティグループ企業倫理要綱」および「コンプライアンス規程」において定め、相談・通報・報告した者を保護する。

⑩ **監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項**

当社は、監査役がその職務の執行について生じる費用等について、会社に前払い等の請求をしたときは、監査役監査規程および役員旅費規程に基づき、当該費用または債務を処理する。

⑪ **その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制**

監査役は、代表取締役ならびに会計監査人との間で、定期的な協議を実施し、意見交換と情報の共有化を図る。

⑫ **反社会的勢力を排除するための体制**

当社は、企業防衛の観点より、反社会的勢力との関係遮断を必要不可欠と考え、「反社会的勢力への対応マニュアル」を整備するなど、社会秩序や健全な企業活動を阻害するおそれのある団体・個人による不当な要求等への対策の強化を図る。万が一、このような団体・個人が関わりをもってきたり、金銭等の要求をしてきたりした場合には、毅然とした態度をもって接し、組織的な対応により、不当な要求を断固として排除する。また、当社の意に反し、このような団体・個人と関わりをもってしまった場合には、社内関係部門および外部専門機関との協力体制により、速やかに関係解消に向け対応する体制を整備する。

(2) **業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**

① **コンプライアンス・教育について**

当社では、法令および定款を遵守するための取組みを継続的に行っております。コンプライアンスに関しては、企業理念・行動指針・行動規範を合わせた企業倫理要綱を制定し、グループの全社員に対してリーフレットを配布し、それらの浸透を図っております。

また、リスク管理委員会を2回開催し、グループ全体のリスクの把握および管理を行いました。

② **重要会議の開催状況について**

取締役会を16回開催し、取締役職務執行の適法性・適正性を確保するとともに効率性を高めるため、社外取締役、社外監査役が常時出席いたしました。

常務役員会を23回開催し、経営に関する重要事項および関係会社における重要事項を協議いたしました。

経営計画委員会を23回開催し、中期経営計画を推進するうえで重要な課題について協議いたしました。

部店長会議を12回開催し、経営意思決定の即時伝達や各部店の営業報告等を行い、情報の共有化を図りました。

③ 内部監査の実施について

社長直轄の内部統制室は、第108期内部監査基本計画書に基づき、内部監査を実施いたしました。

また、「財務報告に係る内部統制基本方針書」に基づき、内部統制室と内部統制推進委員が財務報告に係る内部統制の整備、運用状況の検証・評価を実施いたしました。

内部統制室は、監査役との情報交換会を12回実施し、内部監査の結果および財務報告に係る内部統制の進捗状況等について報告を行いました。

④ 監査役の職務執行について

各監査役は、年間の監査計画に基づき当社全部門および子会社の会計監査および業務監査を実施し、取締役および使用人からの報告を受けるとともに、稟議事項の監査など、日常の監査上で発見した諸課題について、随時、取締役、執行役員および使用人より、その報告を受けました。

監査役は取締役会、常務役員会、経営計画委員会、部店長会議、関係会社経営会議およびリスク管理委員会他、社内の重要会議に出席し、取締役、執行役員、部店長および子会社取締役の業務執行状況を確認いたしました。

監査役は、現場の状況を把握するため、上記業務監査に加えて営業所視察を実施いたしました。

監査役は、関連事業部と情報交換会を12回実施し、企業集団を構成する関係会社における諸課題について報告を受けました。また、関連事業部主催の関係会社監査役研修会に出席し、子会社の監査役との意思疎通の充実と情報の共有化を図りました。

監査役は、代表取締役との協議を実施し、経営に関する意見の交換と情報の共有化を図りました。

監査役は、会計監査人とのミーティングを10回開催し、意見の交換と情報の共有化を図りました。

.....
この事業報告については、特に注記のない限り、次により記載しております。

1. 比率は、表示単位未満を四捨五入。
2. 比率以外の金額および株式数などは、表示単位未満を切捨。ただし、1株当たり当期純利益は、表示単位未満を四捨五入。

連結貸借対照表

2022年3月31日現在

資 産 の 部		負 債 の 部	
	百万円		百万円
流 動 資 産	35,993	流 動 負 債	26,482
現金及び預金	14,567	支払手形及び営業未払金	10,045
受取手形、営業未収金及び契約資産	18,125	短期借入金	2,370
棚卸資産	183	1年内返済予定の長期借入金	7,894
その他	3,199	未払法人税等	985
貸倒引当金	△81	賞与引当金	1,192
		その他	3,995
固 定 資 産	93,892	固 定 負 債	30,624
有形固定資産	70,499	長期借入金	19,416
建物及び構築物	31,722	繰延税金負債	2,008
機械装置及び運搬具	4,116	再評価に係る繰延税金負債	3,694
土地	32,269	退職給付に係る負債	2,128
建設仮勘定	364	長期預り保証金	2,167
その他	2,026	その他	1,208
無形固定資産	1,048	負 債 合 計	57,107
投資その他の資産	22,344	純 資 産 の 部	
投資有価証券	16,552	株 主 資 本	68,014
繰延税金資産	863	資本金	8,428
退職給付に係る資産	3,961	資本剰余金	6,822
その他	981	利益剰余金	53,883
貸倒引当金	△14	自己株式	△1,119
資 産 合 計	129,886	その他の包括利益累計額	2,194
		その他有価証券評価差額金	2,710
		土地再評価差額金	△1,364
		為替換算調整勘定	296
		退職給付に係る調整累計額	550
		非支配株主持分	2,570
		純 資 産 合 計	72,778
		負 債 純 資 産 合 計	129,886

(百万円未満切捨)

連結損益計算書

2021年4月1日から
2022年3月31日まで

	百万円	百万円
売上		116,750
売上総利益		103,775
販売費及び一般管理費		12,974
営業利益		6,305
		6,669
営業外収益		
受取利息	22	
受取配当金	494	
持分法による投資利益	873	
為替差益	242	
その他	187	1,820
営業外費用		
支払利息	115	
その他	5	121
経常利益		8,368
特別利益		
固定資産処分益	30	
その他	1	31
特別損失		
固定資産処分損失	275	
減損損失	52	328
税金等調整前当期純利益		8,072
法人税、住民税及び事業税	1,805	
法人税等調整額	400	2,206
当期純利益		5,865
非支配株主に帰属する当期純利益		267
親会社株主に帰属する当期純利益		5,597

(百万円未満切捨)

貸借対照表

2022年3月31日現在

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

資 産 の 部		負 債 の 部	
百万円		百万円	
流 動 資 産	28,867	流 動 負 債	31,451
現金及び預金	10,207	電子記録債権	986
受取手形	33	営業未払金	6,611
電子記録債権	348	短期借入金	12,311
営業未収金	15,047	1年内返済予定の長期借入金	7,619
貯蔵品	81	リース負債	16
前払費用	377	未払金	1,064
短期貸付金	1,022	未払費用	214
その他の	1,828	未払法人税等	791
貸倒引当金	△80	預り金	278
固 定 資 産	74,122	賞与引当金	688
有形固定資産	56,490	その他	868
建物	23,643	固 定 負 債	21,611
構築物	1,226	長期借入金	15,254
機械及び装置	1,498	リース負債	8
船舶	0	繰延税金負債	1,323
車両運搬具	486	再評価に係る繰延税金負債	3,694
工具、器具及び備品	1,022	退職給付引当金	1,071
土地	28,612	資産除去債務	53
無形固定資産	937	その他	206
ソフトウェア	601	負 債 合 計	53,063
その他の	335	純 資 産 の 部	
投資その他の資産	16,694	株 主 資 本	48,745
投資有価証券	8,114	資本金	8,428
関係会社株式	3,878	資本剰余金	6,793
長期貸付金	653	資本準備金	6,544
前払年金費用	3,132	その他資本剰余金	249
その他の	921	利 益 剰 余 金	34,643
貸倒引当金	△6	利益剰余金	1,200
資 産 合 計	102,990	その他利益剰余金	33,443
		配当準備金	400
		特別償却準備金	84
		固定資産圧縮積立金	1,211
		別途積立金	6,400
		繰越利益剰余金	25,346
		自 己 株 式	△1,119
		評価・換算差額等	1,181
		その他有価証券評価差額金	2,545
		土 地 再 評 価 差 額 金	△1,364
		純 資 産 合 計	49,926
		負 債 純 資 産 合 計	102,990

(百万円未満切捨)

損益計算書

2021年4月1日から
2022年3月31日まで

	百万円	百万円
高収入	42,346	
倉庫運送収入	20,953	
運送収入	17,866	
国際輸送収入	14,782	
その他	2,102	98,051
売上	70,276	
倉庫運送	7,234	
国際輸送	4,775	
その他	2,323	
売上	4,352	88,964
倉庫運送		9,087
国際輸送		4,371
その他		4,715
営業外収入		
受取配当	38	
受取配当	943	
その他	434	1,415
営業外費用		
支払利息	99	
支払利息	4	103
経常利益		6,027
特別利益		
固定資産処分益	6	
固定資産処分益	1	8
特別損失		
固定資産処分損	261	
固定資産処分損	52	313
税引前当期純利益		5,722
法人税、住民税及び事業税	1,268	
法人税等調整額	389	1,657
当期純利益		4,064

(百万円未満切捨)

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月11日

日本トランスシティ株式会社
取締役会 御中**有限責任あずさ監査法人**
名古屋事務所指定有限責任社員 公認会計士 岡野英生 ㊞
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 山田昌紀 ㊞
業務執行社員**監査意見**

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本トランスシティ株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本トランスシティ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月11日

日本トランスシティ株式会社
取締役会 御中

有限責任あずさ監査法人 名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 岡野英生 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 山田昌紀 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本トランスシティ株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第108期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第108期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月12日

日本トランスシティ株式会社 監査役会

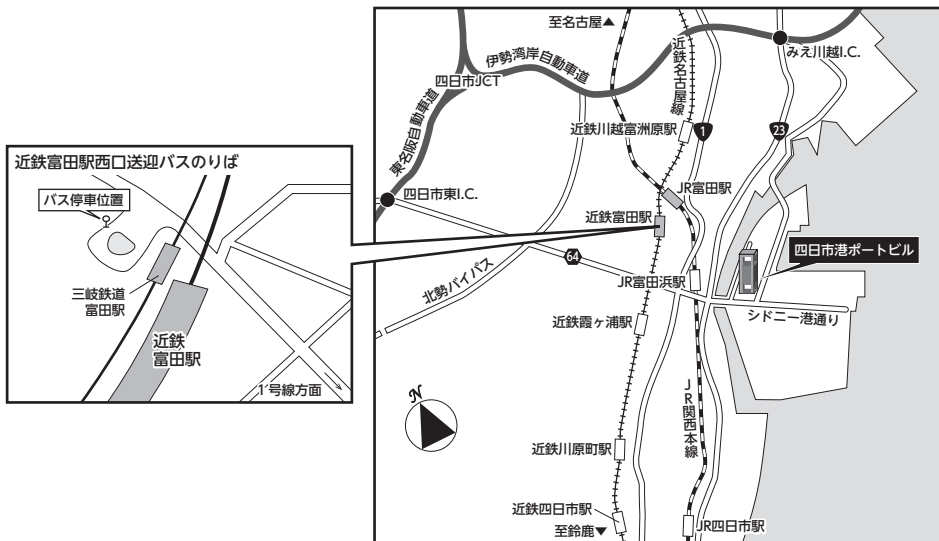
監査役（常勤）	伊 藤 久 弥	Ⓢ
監査役	永 田 昭 夫	Ⓢ
監査役	油 家 正	Ⓢ
監査役	松 村 格	Ⓢ

(注) 監査役永田昭夫、監査役油家正及び監査役松村格は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

三重県四日市市霞二丁目1番地の1 四日市港ポートビル2階大会議室



【交通機関のご案内】

「JR富田浜駅」から徒歩15分

送迎バス

当日、会場への送迎バスを次のとおり運行しますので、ご希望の方はご利用ください。
なお、当日の道路混雑等の交通事情によって、バスの到着が遅れる場合がございますので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。

送迎バス発車時刻

近鉄名古屋線「近鉄富田駅西口」①午前9時08分発、②午前9時25分発



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。